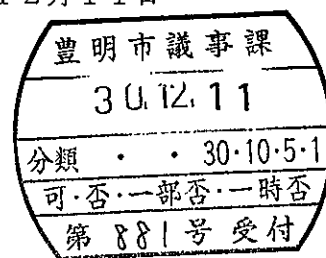


<参考>様式第4号

平成30年12月11日

豊明市議会議長 殿



研修会・講演会等参加報告書

議員名 月岡修一

、平成30年度豊明市議会政務活動費にて下記の研修に参加しましたので報告します。

日付	研修先	研修項目及び成果等
平成30年 11月14日(水)～ 15日(木)	栃木県宇都宮市 宇都宮市文化会館	第1部 基調講演 第2部 パネルディスカッション 第4部 課題討議 議会と住民との関係がテーマ 住民を交えた先進事例の報告 議会内での活動を報告 客観的に比較し、今後我々がすべきこと、目的とすることに参考となった。 我々の優れている部分は、今後も研鑽し、積み上げたい。

(注) 別紙添付も可能とします。

(注) 本報告書は5年間公開します。

全国市議会議長会研究フォーラム

報告書 : 平成30年12月10日提出 報告者 月岡修一

開催日 : 平成30年11月14日(水)・15日(木)

場所 : 宇都宮市文化会館

11月14日 13時～開会式

13時20分～第1部 基調講演 中央大学法学部教授 宮本太郎氏

共生社会と地方自治体

「地域共生社会を」どうつくるか 2040年を超える自治体のかたち

- 1・日本人の半数が107歳まで生きる時代。定年はターニングポイント更には中継点に
 - ・20歳から65歳までの就労時間 ⇒⇒10万時間
- 2・しかしなぜ幸福感が広がらない？
 - ・困窮化 就職氷河世代がそのまま高齢化
＜現在86万人の65歳以上の生活保護受給者が2040年には200万人を超えるという見通しも＞
 - ・孤立化 高齢単身男性は会話頻度も少ない(2週間に1回以下が15%)
孤立が困窮(感)を逆に強める
 - 「頼れる人がいない」 男性独居 24.4%
 - 女性独居 9.2%
 - 「家計が苦しい」 男性独居 32.3%
 - 女性独居 23.9%
- 3・現役世代も力を発揮できない 30代男性の正規雇用の未婚率⇒⇒30.7%
- 4・「支える」「支えられる」の二分法では「重量挙げ」社会に
- 5・これまでの地域福祉⇒安定雇用(公共事業、大店法業界保護などが雇用機会を広げる)
 - ・これからの地域福祉⇒雇用不安化(生活困窮を抱えた人々増大、非正規雇用拡大)
6. これからの地域づくりの新しい目標「地域共生社会」とは
 - ・「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、地域をともに創っていく社会。

14時40分～ 第2部 パネルディスカッション

「議会と住民の関係について」

■コーディネーター

江藤俊昭 氏 山梨学院大学大学院研究科長、法学部教授

■パネリスト

今井 照 氏 公益財団法人地方自治総合研究所主任研究員

本田 節 氏 有限会社ひまわり亭代表取締役 食・農・人 総合研究所
リュウキンカの郷主宰

神田誠司 氏 朝日新聞大阪本社地域報道部記者

小林紀夫 氏 宇都宮市議会議長

地域は急激に変化している。「地方消滅」そして「地方創生」「2040構想」、あるいは小規模市町村議会の「②つのモデル」など、危機を煽る言葉が散見される。「危機」だけではなく、地域に根ざした自治体をつくりだした教訓は、平成の大合併の成果を見れば理解できるであろう。合併に反対して、地道な自治を創りだした時、自治体が評価される笑い話のようなことが起こっている時代である。こうした事態は、地域が多様化、より正確に言えば地域住民が分断化する時代ともいえる。

そこで少なくとも 2つの課題が浮上する。1つは、地域を伝統に基づき新たな価値を創造することが必要となる。そのためには、多様な住民の意見を集約し統合し地域の発展につなげる必要がある。各地で実践されている NPO を含めた住民の活動は重要である。行政も重要ではあるが、本来多様な議員によって構成される議会がその役割を担う。その際、議会の役割を発揮するには住民との協働が不可欠である。

もう一つは自治体独自では対応できない課題がある。そこで自治体間連携が浮上する。住民自治の推進にはどのように地域連携に、住民は、そして議会はかかわるか検討を要する。公共施設の統廃合問題は両社にかかわる。これらの課題に、住民自治の根幹としての議会はどうかかわるか。このことは信頼される議会の創造でもある。今日問題となっている「議員のなり手不足」問題の解消の方途を探ることでもある。

11月15日 9時00分～11時00分 第4部 課題討議

「議会と住民の関係について」

■コーディネーター

江藤俊昭 氏 (前頁参照)

■事例発表者

桑田哲夫 氏 久慈市議会副議長

伊藤健太郎 氏 新潟市議会議員 新潟市議会主催者教育推進プロジェクト
チームリーダー

ビアンキ アンソニー 氏 犬山市議会議長

道法知江 氏 竹原市議会議長

議会・議員批判の蔓延の一方で、議会改革が着実に進んでいる。議会改革の一つの集大成である 議会基本条例の制定が今日まで約800の自治体が制定している。自主的な条例としてここまで伝播したのは稀有である。議会基本条例は従来の議会とは異なる運営を住民に宣言したものである。住民に対するマニフェストとして高く評価すべきである。本来議会が有している役割・権限を十分発揮して、住民福祉の向上につなげる、まさに形式を超えて内容・成果にかかわるように議会改革のステージをあげる必要がある。これこそが住民に信頼される議会への近道である。

議会基本条例制定の最も大きな意義は、新たな議会像を宣言したことである。閉鎖的な議会から住民に開かれ住民参加を促進することに繋がる。質問、質疑だけの議会から、議員間討議を重視する議会へと向かい、議会が追認機関ではなく首長等と政策論争をする議会に転換して行かなければならない。時代が変わり、地方分権改革の中で議会の役割が益々問われてきている。平成の大合併の嵐の中で新たな住民自治、新たな議会運営を考えざるをえない議会にとっては、議会基本条例は全国に広がる要因があった。それぞれの議会の総意工夫によって議会基本条例は内容が豊富化された。住民参加や協働とえば行政との関係が問われ、議会は蚊帳の外におかれていた。それを転換させるべく住民と歩む議会を明確にしたのが、議会基本条例である。